

入札説明書

件名 内視鏡マネジメントシステム

仙台市立病院

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、仙台市市立病院契約規程（平成元年仙台市病院規程第 20 号。以下「規程」という。）、仙台市市立病院の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年仙台市病院規程第 15 号。以下「特例規程」という。）、仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日管理者決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本院が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名及び数量
 - (2) 調達物品の特質等
 - (3) 納入場所
 - (4) 納入期限
- } 別記の 1

2 競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本院の審査により入札参加資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における平成 29・30・31 年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。（別記の 3 により申請した者も含む。）
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日管理者決裁）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成 18 年 12 月 28 日管理者決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 別記の 2 に該当すること。（別記の 3 により申請した者も含む。）
- (8) 別記の 9 の書類を提出できる者であること。

3 競争入札参加申請

競争入札参加希望者は、別添一般競争入札参加申請書に別記の 9 に示した書類等を添付し、別記の 5 に示した日時までに仙台市立病院経営管理部経営企画課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

なお「同等品申請書兼承認書」（別紙様式 2）については、「メンテナンス体制証明書」（別紙様式 1）、「提案書(技術仕様書)」（別紙様式 3-1、3-2）及び「定価見積書」とともに契約担当課に提出の上、競争入札参加申請前に担当課の承認を受け、申請時に提出すること。

4 仕様書についての質問及び回答

- (1) 競争入札参加希望者は、当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、別添質疑応答書を用い、別記の 6 (1) に定めるところにより、関係職員に説明を求めることができ

る。

(2) 質問に対する回答は、別記の6(2)に示した期限までに、本院のホームページへの掲載及び仙台市立病院経営管理部経営企画課内に掲示することで行う。

5 競争入札参加資格の審査結果

上記2に掲げる審査結果については、別記の7に示した期限までに通知する。

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時・場所は、別記の8(2)に定める。

(2) 郵便（配達証明付き書留郵便に限る。）による入札を行う場合の受領期間及びあて先は、別記の8(2)※に定める。

(3) 競争加入者又はその代理人は、仕様書、契約書案及び規程を熟知の上、入札をしなければならない。

(4) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(5) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。

(7) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証ですべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。

(8) 競争加入者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。

(9) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者

(10) 競争加入者又はその代理人は、本院様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(11) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア 供給物品名（件名） 「内視鏡マネジメントシステム」

イ 入札金額

ウ 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印

(12) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とし、総額（消費税及び地方消費税額抜き）で入札すること。

(13) 競争加入者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、件名、競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入

札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし上記で示した入札書及び積算内訳書のほか、一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。ただし、郵便による入札は初度のみ認める。また、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

- (14) 競争加入者又はその代理人の入札金額は、調達物品の本体価格のほか、郵送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。
- (15) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (16) 競争加入者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (17) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (18) 競争加入者又はその代理人から提出された書類を本院の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (19) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）
- (20) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (21) 入札執行主務者は、競争加入者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (22) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (23) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (24) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

8 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 上記2に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第3項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書
- (4) 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書

- (10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
- (4) 落札者が、規程第14条で定める期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

10 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行わない。この取扱いにより、落札者に損害が発生しても、本院は賠償する責を負わない。

- (1) 「2 競争加入者に必要な資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

11 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

12 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

13 契約保証金

契約保証金は免除する。

14 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日（その期間中に仙台市の休日を含める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うこと。ただし、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて本院が別に定めた期日までとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

15 支払いの条件

納入物品の代金は、検査合格後請求により30日以内に支払う。

16 契約条項

別紙契約書案、規程及び特例規程による。

17 その他必要な事項

- (1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 上記2の(1)に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も上記3により申請書及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには、当該資格の審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名（件名）及び数量
内視鏡マネジメントシステム 1式
- (2) 調達物品の特質等
別記仕様書のとおり
- (3) 納入場所
仙台市立病院（仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号）
- (4) 納入期限
平成31年3月31日まで

2 競争加入者に必要な資格

- (1) 資本金10,000千円以上であること。
- (2) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「医療機械器具」で申請している者であること。

3 本市の競争入札参加資格の決定を受けていないものの資格申請

入札に参加する者で、本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は、次のとおり当該資格申請をすることができる。

- (1) 受付期間 平成30年9月14日から平成30年10月5日 17時まで
- (2) 提出場所 仙台市財政局契約課（物品契約係）仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (3) 提出書類 本市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料
- (4) 提出方法 持参すること。

4 入札説明書等の公開期間、入手方法

- (1) 公開期間 平成30年9月14日から
- (2) 入手方法 仙台市立病院ホームページよりダウンロードすること。
<http://hospital.city.sendai.jp/contract/keiyaku.html>

5 一般競争入札参加申請書及び添付書類の提出期間、場所及び提出方法

- (1) 提出期間 平成30年9月14日から平成30年10月12日 17時まで
- (2) 提出場所 仙台市立病院経営管理部経営企画課契約係
仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号
- (3) 提出方法 持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

6 仕様書等についての質問及び回答

- (1) 質問書の提出期間・場所等（見積に必要な事項に限る。）
上記5の(1)の期間に5の(2)の場所に、持参又は配達証明付き書留で郵送すること。
- (2) 質問書に対する回答期限
平成30年10月19日

7 入札参加資格の審査結果通知期限

平成30年10月19日

8 入札及び開札

(1) 入札担当部局

(所在地) 仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号

(担当課) 仙台市立病院経営管理部経営企画課契約係

(調達責任者) 仙台市病院事業管理者 亀山 元信

(2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 平成30年10月29日 10時

イ 場所 仙台市立病院本院3階第1会議室

※ 郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 受領期間 平成30年10月19日から平成30年10月26日まで

(イ) 住所

(郵便番号) 982-8502

(所在地) 仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号

(担当課) 仙台市立病院経営管理部経営企画課契約係

9 その他

入札公告に示した特性等を有する物品を納入できることを証明するものとして、下記の書類を提出すること。

(1) 「メンテナンス体制証明書」(別紙様式1)

(2) 「同等品申請書兼承認書」(別紙様式2)

(3) 「提案書(技術仕様書)」(別紙様式3-1、3-2)

(4) 「定価見積書」(様式は任意)

留 意 事 項

※一般競争入札参加認定通知書の再発行はいたしません。

※下記の書類が不備の際、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

○ 申請時の提出書類

No	項 目
1	一般競争入札参加申請書
2	メンテナンス体制証明書（別紙様式1）
3	同等品申請書兼承認書（別紙様式2）
4	提案書（技術仕様書）（別紙様式3-1、3-2）
5	定価見積書（様式は任意）

○ 入札時の必要書類等

No	項 目
1	一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
2	<u>身分を確認できるもの（免許証、パスポート、会社機関発行の写真入りの身分証明書等。ただし、原本に限る。）</u>
3	代理人が入札する場合（委任状：本院様式に限る。）
4	入札書（本院様式に限る。）
5	入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。）
6	再度入札等に使用する印

※身分確認の書類は、写真付名刺、健康保険証は不可。

売 買 契 約 書

契 約 番 号
第.....号

1 物件の名称

2 規格・数量 別記内訳書記載のとおり

3 契約金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち消費税及び地方消費税額

千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---

4 契約保証金 免 除

5 納入場所

6 納入期限 平成 年 月 日

上記の物件について、仙台市病院事業管理者を発注者、消費税及び地方消費税に

係る

課
免

 税業者 _____ を受注者とし、次の条

項によって物件の売買に関する契約を締結する。

平成 年 月 日

仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号

発注者

仙台市病院事業管理者 亀 山 元 信 印

住 所

受注者

氏 名 印

(総則)

第1条 受注者は、発注者に対して頭書の物件を内訳書、仕様書及び図面に基づき、頭書の契約金額をもって、頭書の納入期限内に納入しなければならない。

2 受注者は、発注者から特に指示を受けたときは、頭書の納入期限内において当該物件を分納することができる。

(定義)

第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(納入の通知)

第2条 受注者は、物件を納入したときは、直ちに納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。第1条第2項の規定により分納する場合も同様とする。

(検査)

第3条 発注者は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求めて物件の検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査に立会わないときは、その検査の結果につき、立会わないことによる異議を申し立てることはできない。

3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は直ちに取り替え又は補修等を行い、納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び再検査等については、前条及び前2項の規定を準用する。

(物件の引渡)

第4条 受注者は、納入物件が発注者の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。

(一般的損害)

第5条 物件の引渡し前に、納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については、この限りでない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第6条 受注者は、天災地変その他その責めに帰することができない事由により、納入期限内に納入することができないときは、納入期限内に発注者に対して、その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(受注者の履行遅滞の場合における違約金)

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、頭書の納入期限内に納入することができない場合において期限後に納入の見込のあるときは、発注者は受注者に対して期限を定めてその履行を催告するとともに違約金を請求することができる。

2 前項の違約金は、契約金額(発注者が第1条第2項の規定により引渡しを受けたものがあるときは、当該部分に相当する代価を差引いた額)につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(契約代金の支払い等)

第8条 受注者は、頭書の物件のすべてについて第4条の規定による引渡しがあったのち、所定の手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、発注者に対して、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した金額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約保証金の還付等)

第9条 受注者の納付した契約保証金は、この契約の履行完了後、発注者から受注者へ還付するものとする。

2 受注者が契約上の義務を履行しないとき(第7条に定める履行遅滞の場合を除く。)は、契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし、受注者の契約上の義務の不履行により発生した発注者の損害額が、契約保証金額に対して過不足ある場合は、発注者はその過不足額を追徴し、又は還付する。

(契約変更及び中止等)

第10条 発注者は、必要があるときは契約の内容を変更し、又は物件の納入を一時中止し、若しくはこれを打切ることができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 納入期限内に物件の引渡しを終らないとき。
- (3) 納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき。
- (4) 前各号のほか、受注者がこの契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約内容の変更により契約金額が3分の2以上減少するとき。
 - (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合における既納部分の取扱については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約が解除された場合の違約金)

第11条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発

注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による解除）

- 第11条の3 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が、確定したとき。
 - (2) 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。
- 2 第11条第3項及び前条第1項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

- 第11条の4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 受注者の代表役員等（仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者裁決。以下「要綱」という。）別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - (2) 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用してると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - (3) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - (4) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - (5) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - (6) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
 - (7) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合においては、第11条第3項及び第11条の2第1項の規定を準用する。
- 4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（損害賠償の予定）

- 第12条 受注者は、第11条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、物件の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号に該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（債権譲渡等の禁止）

- 第13条 受注者は、発注者が特に承認した場合のほか、この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

（契約外の事項）

- 第14条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

発注者及び受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

内 訳 書

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
(1) 小 計 (各行の金額をたし上げて計算する。)					
(2) 消費税及び地方消費税 (相当) 額					
(3) 契 約 金 額					

質 疑 応 答 書

件名 _____

※回答は、本質問書の提出期限後7日以内に、仙台市立病院HPで行います。

質 問 事 項	整理番号						
	回	答					

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）のみ提出して下さい。
注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

印

入札書

件名 _____

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注：契約希望金額の108分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を
熟覧のうえ、仙台市市立病院契約規程を守り入札しま
す。

平成 年 月 日

(宛て先)

仙台市病院事業管理者

会社（商店）名

入札者氏名

印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕

※ 本人の場合

印

入 札 書

件名 _____ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額		¥	○	○	○	○	○	○	○	○

(注：契約希望金額の108分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を
熟覧のうえ、仙台市市立病院契約規程を守り入札しま
す。

平成○○年○○月○○日

(宛て先)

仙台市病院事業管理者

会社（商店）名 △△△△株式会社

入札者氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕

※ 代理人の場合

印

入 札 書

件名 _____ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	○	○	○	○	○	○	○	○

入札金額

(注：契約希望金額の108分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を
熟覧のうえ、仙台市市立病院契約規程を守り入札しま
す。

平成○○年○○月○○日

(宛て先)

仙台市病院事業管理者

会社（商店）名 △△△△株式会社

入札者氏名 ○○ ○○ 印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

委任状

平成 年 月 日

(宛て先)

仙台市病院事業管理者

住 所

委任者

氏 名

印

私は を代理人と定め、平成 年
月 日仙台市立病院において行う下記件名の入札及
び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件 名

受任者は次の印鑑を使用します。

使 用 印 鑑



〔記載例〕

印

委 任 状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

仙台市病院事業管理者

住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

委任者 △△△△株式会社

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

私は〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、平成〇〇年〇〇
月〇〇日仙台市立病院において行う下記件名の入札
及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

受任者は次の印鑑を使用します。

使 用 印 鑑



整理番号					
------	--	--	--	--	--

一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

(あて先) 仙台市病院事業管理者

申請人住所
商号又は名称
氏 名 印
電 話 番 号

物品等又は特定

役務の名称 (件名) 内視鏡マネジメントシステム

上記の案件に係る一般競争に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

1 入札説明書で示した各種証明書等 (別記9)

連絡先 担当者氏名
電話番号
E-mail:

注 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時 (登録時) において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請して下さい。

メンテナンス体制証明書

[内視鏡マネジメントシステム]

- 1 メンテナンスを行う業者名、所在地及び連絡先（電話番号とFAX番号）
- 2 競争入札参加希望者とメンテナンスを行う業者の関係
- 3 点検整備及び修理体制系統（フロー図）※修理依頼から対応までが分かるもの
- 4 メンテナンスを行う技術者の総数
- 5 障害時においては、復旧のための通報を受けてから2時間以内に現場で対応いたします。

以上について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日

（あて先）仙台市病院事業管理者

競争入札参加希望業者 住 所
会 社 名
代表者名 印

メンテナンス業者 住 所
会 社 名
代表者名 印

注 メンテナンス業者が複数者になる場合は、業者数分のメンテナンス体制証明書を作成し、提出して下さい。

同等品申請書兼承認書

[内視鏡マネジメントシステム] (/ 枚)

No	品名	メーカー名	規格	数量	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ (別紙様式3-2) 提案書(技術仕様書)、のとおりに調達物品に備えるべき技術的要件を満たしていますので、上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成 年 月 日

競争入札参加希望業者 住 所

会 社 名

代表者名

印

※ 上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成 年 月 日

仙台市立病院診療部長

印

印
[別紙様式3-1]

仙台市病院事業管理者 様

平成 年 月 日

「内視鏡マネジメントシステム」に関する提案について

調達物品に備えるべき技術的要件に対する弊社の提案は別紙のとおりです。

競争入札参加希望業者 住 所

会 社 名

代表者名

印

(照会先)所属部署

担当者名

電 話

内視鏡マネジメントシステム仕様書

仙台市立病院

1 入札案件

(1) 調達物品名、及び数量

内視鏡マネジメントシステム 1式

(2) 納入場所

仙台市立病院（仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号）

(3) 納入期限

平成31年3月31日

2 総則

(1) 目的

この仕様書は、仙台市立病院（以下、「本院」という。）が調達する内視鏡マネジメントシステムの一切に適用する。

(2) 調達物品の一般的条件

納入する機器は、設置までの間に機器の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合には、最新の仕様で引き渡すこと。

3 調達物品の主な内容等

- | | |
|--|----|
| ① 画像管理システムサーバ | 1式 |
| ② 画像入力装置（既存の内視鏡装置8台と接続） | 1式 |
| ③ 画像表示端末 | 6台 |
| ④ A4カラーレーザープリンタ | 1台 |
| ⑤ 動画専用ビューアー端末 | 1台 |
| ⑥ 既存のシステム等との接続、連携 | 1式 |
| ※ 電子カルテシステム及び端末（6台）、放射線PACS、内視鏡カプセルワークステーション | |
| ⑦ 既存のシステムからの画像、レポートデータの移行 | 1式 |
| ⑧ システムの導入、保守サポート | 1式 |
| ⑨ 必要な電源工事 | 1式 |
| ⑩ 必要なネットワーク工事 | 1式 |
| ⑪ その他、本院が求める技術的要件を満たす上で必要となるもの | 1式 |

4 技術的要件の概要

- (1) 調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下、「性能等」という。）の要求要件（以下、「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。

- (2) 技術的要件は、全て必須の要件である。
- (3) 調達物品に係る性能等が技術的要件を満たしていないと判定された場合は不合格となり、入札及び落札の対象から除外する。
- (4) 上記(3)の判定は、入札機器に係る技術的仕様書、その他の入札説明書で求める提出書類の内容を審査して行うものとする。
- (5) 提案に関する留意事項
 - ① 提案に際しては、調達物品に係る性能等が技術的要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するのかを、技術的要件の項目毎に、具体的かつ分かりやすく記載すること。
(単に「はい、出来ます。」といった回答等の場合、提案の内容が不明確なため、技術的要件を満たしていないものとして不合格となる場合があることに留意すること。)
 - ② 提案資料等に関する照会先を明記すること。
 - ③ 提案された内容について、ヒアリングを行う場合がある。その際は、誠実に対応すること。

(仕様書別紙) 技術的要件

I. 調達物品に備えるべき技術的要件

1 機器の性能、機能に係る要件

1-1 画像管理システムサーバ機能は、以下の要件を満たすこと。

1-1-1	接続される各内視鏡装置からの静止画検査画像・カプセル内視鏡キー検査画像と報告書および移行された過去静止画画像・報告書を合わせ、導入後7年間全てを蓄積保存すること。
1-1-2	過去検査の画像、検査レポートを参照する機能を有すること。
1-1-3	電子カルテシステム端末からのオーダ・受付情報を連携すること。
1-1-4	検査画像・報告書を過去検査を含め、電子カルテシステム端末で参照できること。

1-2 画像管理システムサーバは、以下の要件を満たすこと。

1-2-1	導入後、7年間の安定稼動を行うこと。
1-2-1	メモリは8GB以上であること。
1-2-2	CPUは、「インテル(R) インテル(R) Xeon Silver 4112 2.6GHz×1」相当以上の性能、機能、または、「インテル Xeon Silver 4108 プロセッサ 1.8 GHz×1」相当以上の性能、機能を有すること。
1-2-3	実効容量7TB以上を有し、構成はRAID5またはRAID6構成であること。
1-2-4	OSはWindows Server 2016 相当以上の性能、機能を有し、7年間の使用想定期間中においてサポート可能であること。
1-2-5	サーバはラックマウントタイプとし、システム構成に必要なラックも納入すること。
1-2-6	バックアップ用にRDX、またはネットワークハードディスクを有すること。
1-2-7	日本語キーボード及びマウスを装備すること。
1-2-8	時刻同期を行うこと。
1-2-9	無停電電源装置を有すること。
1-2-10	停電が長時間になる場合、サーバ装置は安全に自動シャットダウン処理を行う機能を有していること。
1-2-11	停電時、無停電電源装置は自動シャットダウン終了までの5分間以上の電力供給をサーバ装置に行えること。
1-2-12	内視鏡装置からのデータを受け取ることができること。
1-2-13	申し送り事項は、電子カルテシステム端末または内視鏡マネジメントシステムの専用端末で入力可能であり、電子カルテシステム端末から申し送り事項を参照・印刷することができること。
1-2-14	既存内視鏡画像ファイリングシステムに保存されている全てのデータを移行すること。
1-2-15	3つ以上のユーザレベル管理が行えること。また認証したユーザーの権限による機能制限ができること。

1-3 画像管理システムサーバとは別途Gatewayサーバが必要な場合は、以下の要件を満たすこと。

1-3-1	メモリは4GB以上であること。
1-3-2	CPUは「インテル(R) Xeon E3-1230 v6 3.5GHz×1」相当以上の性能、機能を有すること。
1-3-3	ハードディスクは、300GBを2台以上有しており、RAID1構成であること。
1-3-4	OSはWindows Server 2016相当以上の性能、機能を有し、7年間の使用想定期間中においてサポート可能であること。
1-3-5	サーバはラックマウントタイプとし、画像管理システムサーバと同じラック内に設置すること。
1-3-6	日本語キーボード及びマウスを装備すること。
1-3-7	停電が長時間になる場合、安全に自動シャットダウン処理を行う機能を有していること。
1-3-8	停電時、無停電電源装置は自動シャットダウン終了までの5分間以上の電力供給をサーバ装置に行えること。

1-4 他システムとの連携は、以下の要件を満たすこと。

1-4-1	電子カルテシステム側から内視鏡検査オーダ情報を取得できること。
1-4-2	電子カルテシステム側で受付情報を内視鏡マネジメントシステム側に送信する場合、受付情報を受信できること。
1-4-3	レポート登録のタイミングで、電子カルテシステムへWebレポートのURL情報が送信可能であること。
1-4-4	電子カルテシステム端末から、WEBシステムを利用し、本システムサーバ上の画像及び所見などの参照が可能であること。
1-4-6	既設のカプセル内視鏡のワークステーションにて選択されたキー画像を、内視鏡マネジメントシステムサーバに送信し、内視鏡マネジメントシステムの格納データとして管理できること。 また、送信された画像を貼付画像として、内視鏡マネジメントシステムでカプセル内視鏡レポートを作成できること。
1-4-7	当院のオーダーリング端末（電子カルテシステム端末6台）にインストールされた内視鏡検査レポートソフトウェア上で、ERCP等の透視下検査において、該当する患者のみ直接放射線PACSのSynapseより透視検査画像を読み出し表示し、内視鏡検査レポート記載時にキー画像として添付可能なこと。

1-5 画像入力装置は、以下の要件を満たすこと。

1-5-1	既存内視鏡装置8台との接続を行うこと。
1-5-2	静止画用画像入力装置8台を設置すること。 また、既存オリンパス社製内視鏡装置から画像入力装置を介さなくても画像送信できる場合は、画像入力装置を介さなくても画像送信できる装置の台数分を上記必要台数から差し引いた台数でも可とする。
1-5-3	画像データは画像管理システムサーバに未転送の場合は保存され、転送後に削除されること。もしくは、一定期間保存された後に削除されること。
1-5-4	ハイビジョンサイズで500枚以上、スタンダードサイズで2000枚以上の画像データを蓄積可能なこと。
1-5-5	記録画像サイズは最大1920×1080ピクセル(フルハイビジョンサイズ) に対応可能なこと。
1-5-6	1秒以内に画像を取り込むことができ、1検査150枚以上の画像記録が行えること。
1-5-7	磁気カードリーダー及びバーコードリーダーを有しており、当院で使用している磁気カード（診療券）およびバーコードに記録されている情報を読み取ることができること。
1-5-8	検査画像の圧縮画像（静止画）をデジタルデータとして画像管理システムサーバへ蓄積できること。 また、画像の圧縮率は非可逆1/10程度であること。
1-5-9	静止画用画像入力装置に関しては100Base-TX、動画入力装置に関しては100/1000Base-TXのネットワークインターフェースを有していること。
1-5-10	ネットワークに接続して画像ファイルを画像管理システムサーバに転送する機能を有すること。
1-5-11	ネットワークから切り離して移動先で本装置単体でも画像記録ができ、画像管理システムサーバと再接続された際には記録データを自動的にデータベースに登録する機能を有すること。
1-5-12	オリンパス社製（既存）の内視鏡装置を使用して検査を行った場合、使用したスコープを記録できる機能を有すること。 また、他メーカーの内視鏡装置を使用した場合でも、使用したスコープを記録できる機能を有するか、もしくは画像表示端末から使用したスコープを記録できること。
1-5-13	内視鏡装置本体または内視鏡装置の架台に設置されたディスプレイに患者情報等を表示できること。
1-5-14	エラー発生時には、音などでエラーを通知する機能を有すること。
1-5-15	LAN接続・エラー・記録中が確認できるランプを有すること。
1-5-16	内視鏡装置8台の内視鏡動画をオンラインで取得し、その動画を一括管理すること。
1-5-17	静止画入力と動画入力装置は一体型でも分離型でも可とする。 動画取込みは、すべての装置で2系統の同時取込みが可能で内1系統は、フルハイビジョン(1920×1080ピクセル) が可能であること。 動画取込み開始時に操作端末上の小型モニターにて検査動画を確認し、手動にて名前等を入力せず、システム内部での患者氏名等の連携を行い、タッチパネル、磁気カード等により、一度の操作で患者認証を行い記録開始が可能なこと。 また、上記機能を有している既存画像動画入力装置が2019年3月末日時点で購入後3年を経過していない場合は、既存機器での対応も可とする。
1-5-18	一括保存された内視鏡動画は、日付・名前等で検索でき、実容量12TB相当のNAS等で動画保存可能で、かつ、収録された検査データの一覧が表示されること。 また、実効容量12TBを超えて保存された場合は、NASの追加もしくは、古いデータより自動消去可能な機能を有すること。
1-5-19	動画は、動画画質で8Mbpsのビットレートにて、動画保存ストレージに3000時間以上の保存が可能であること。 なお、1症例の記録時間は、最大で16時間の想定とすること。
1-5-20	録画した動画は動画専用ビューアー端末 1台を導入し閲覧できること。 また、ビューアー端末上で、動画編集が可能で、CD/DVD等に出力可能なこと。
1-5-21	動画通信が電子カルテシステム等が接続している院内ネットワークへの負荷や影響を与えないよう、独自ネットワークを構築すること。

1-6 画像表示端末は、以下の要件を満たすこと。

1-6-1	所見作成・画像閲覧などを行う端末については、当院のオーダーリング端末6台との相乗りを行い、別途専用端末を6台導入すること。なお、専用端末は、1280×1024ピクセル(SXGA)相当以上の21インチ相当のカラーモニタを有するデスクトップ端末6台を導入すること。
1-6-2	日本語キーボード及びマウスを装備すること。
1-6-3	1台のモニタに過去検査画像と最新検査画像など2件の検査を同時に並列して表示することができること。
1-6-4	過去検査画像と最新検査画像を並列表示する際、取り違えが無いよう、過去検査画像に撮影年月日が表示されること。
1-6-5	画像管理システムサーバ内に登録されている同一患者のデータを自動的に読み込むことができること。また、当日の検査画像を閲覧中に指定の日付の画像を表示することができること。
1-6-6	同一検査項目で絞込みをして過去画像を表示することができること。
1-6-7	電子カルテシステム端末からのオーダー情報を受け取ることができること。
1-6-8	同一名患者の識別ができること。
1-6-9	検査予約、依頼済みの患者リストを表示する機能を有すること。
1-6-10	検査進捗状況を表示する機能を有すること。
1-6-11	内視鏡の依頼情報を確認できる機能を有すること。
1-6-12	スケジュールを一覧表形式で表示できること。
1-6-13	各検査状態をアイコンまたはステータス欄のチェックで表示できる機能を有すること。
1-6-14	依頼医師からの検査方法等指示が、コメント等で解り易く表示できること。
1-6-15	オーダがある患者で、0枚撮影の場合、検査終了のステータスをする事が検査毎に可能なこと。
1-6-15	検査レポートは、内視鏡専用画面を有し、セキュリティの担保とトレーサビリティの担保のため版管理を行うこと。
1-6-16	以下の項目を含む検査レポートを作成できること。 患者ID、患者名、性別、生年月日、年齢、検査実施年月日、検査者名、検査装置種別、機種名、検査実施項目、検査部位、病変部位、所見名、診断名、処置、コメント、検査画像、シェーマ図
1-6-17	確定レポートを編集をする場合は、次版作成とし、これまで作成された確定レポートは全て版ごとに保存されていること。また、過去に作成された版番のレポートをレポート作成中に同一端末にてすぐに参照することができること。
1-6-18	キー画像の選択は簡易的にでき、レポートへの添付は10枚以上添付できること。
1-6-19	マスタ式のレポートはプルダウン式の展開ではなく、階層での用語表示が可能であること。また、JED対応であること。
1-6-20	同一患者の過去レポートを、タブの切り替えまたはウインドウの切り替えで参照することができること。
1-6-21	異常なし患者の場合は、上部検査であれば「食道・胃・十二指腸」などの部位項目が簡易的に「全て異常なし」登録されること。
1-6-22	同一患者の過去同一検査項目のレポートを容易に転記できること。
1-6-23	検査種別毎にシェーマを保有できること。
1-6-24	患者ID、属性、検査種別、撮影部位別、疾患分類、検査年月日などによるAND、OR検索ができること。
1-6-25	レポート上に合併症を登録できる機能を有すること。
1-6-26	定型文章は任意に作成した文章を登録する機能を有すること。
1-6-27	内視鏡レポートのコメント内に、使用した薬剤を転記できるエリアを設けること。
1-6-28	レポート登録のタイミングで、電子カルテシステムへWebレポートのURL情報が送信可能であること。
1-6-29	高画質1200x1200dpi相当対応のA4カラーレーザプリンタ（ネットワーク対応）を1台用意すること。

1-7 洗浄履歴管理は、以下の要件を満たすこと。

1-7-1	既設洗浄機（5台）の洗浄管理が可能なこと。
1-7-2	使用したスコープの洗浄履歴管理ができ、自動的に内視鏡検査データと紐づくこと。 また、使用したスコープがどのオーダの検査で使ったのか、明示的に管理できること。
1-7-3	一次洗浄の管理機能があること。
1-7-4	1洗浄に2本掛け管理が可能なこと。
1-7-5	トレーサビリティを徹底するため、スコープ管理機能として、患者名で検索をすることにより、該当患者に使用したスコープ名（型番）、その洗浄履歴、利用者、洗浄者などの情報が一元的に表示されること。
1-7-6	各種フィルター交換履歴を管理できること。
1-7-7	濃度チェックのエビデンスを記録できること。

2 機器の性能、機能以外の要件

2-1 導入・保守サポートについては、以下の要件を満たすこと。

2-1-1	JED対応のマスタ式レポート機能を有した内視鏡マネジメントシステムを、システムに接続する内視鏡の検査数が年間6000件以上の施設に2施設以上導入した実績を有すること。
2-1-2	迅速なサポート体制を実現するため、4時間以内に当院に駆けつけて技術的サポートを行うことが可能な体制をとること。もしくは、リモートメンテナンスにて対応を行うこと。
2-1-3	リモートメンテナンスを行う端末においては、静脈認証もしくはカードキーなどのセキュリティが設置された部屋に置かれ、また、該当する部屋には、特定のサポート担当者のみが入室できる仕組みであること。
2-1-4	7年間使用を考慮し、ハードウェアサポートを付与したサーバで納入すること。
2-1-5	導入後、無償保障期間を1年とすること。初期費用が発生する場合は、その費用を含むこと。
2-1-6	操作マニュアルは全ての機器について、日本語版を必要数用意すること。
2-1-7	教育訓練等は、日時・場所・回数等を当院と協議して定め、万全の体制で診療を開始できる内容で実施すること。
2-1-8	システムの稼働開始（既存システムからの切替え）については、診療に支障をきたさないよう、あらかじめ切替方法や工程、日程等について、当院と十分協議の上で実施すること。
2-1-9	稼働後7日間は、サービスエンジニア、もしくは、操作のインストラクション可能な要員を適正に配置すること。

2-2 その他

2-2-1	電子カルテシステム及びSynapse側の接続・設定費用、既設の内視鏡画像ファイリングシステム側のデータ移行費用、及び、必要な電源工事、ネットワーク工事に係る費用を含むこと。
2-2-2	上記2-2-1の作業や工事等の内容や日程等については、関係者と十分調整の上で実施すること。
2-2-3	電源工事、ネットワーク工事の施工業者は当院が指定する。施工条件等は当院の指示に従うこと。